

株式会社ワコム

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：株式会社ワコム
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第2分科会
- (3) 資 本 金：42億円
- (4) 従業員数：単独378名 連結1,012名
(2020年6月時点)
- (5) 事業内容：ペンタブレット、液晶タブレットなどのブランド製品販売事業、及びスマホ、PC等のパートナー様向けにデジタルペンとインクの技術をOEM供給するテクノロジーソリューション事業を展開
- (6) 企業理念：わが社は、デジタルペンの技術を通して、最高の「デジタルで描く・書く」体験をお客様にお届けするテクノロジー・リーダーシップ・カンパニーです。デジタルペン、ペンタブレット製品群とOEM事業の両輪で、お客様との対話を通じて技術革新を生み出し続けていくことをミッションとしています。
- (7) CIマーク・IP活動拠点（東京支社31F）



2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

当社の知的財産部門は、Intellectual Property という組織名称であり、Corporate Strategy という部門に所属します。

(2) 構成及び人員

9名（弁理士資格保有者2名）で構成されています。本社は埼玉県ですが、主な活動拠点は東京支社であり、我々IP部門も全員が東京支社（西新宿）勤務です。特許、意匠、商標、著作権などの知的財産業務、及び知的財産に関わる他社との各種契約業務などを担当しています。国内外各拠点での知的財産活動の一切を日本で集中して対応する体制をとっています。

(3) 沿革

総合企画本部／法務・知的財産部という組織名称で日本国内での活動が中心であった時代もありました。近年のグローバル化、諸外国での技術開発活動の拡がりに伴い各国の社員との間でのコミュニケーション・情報共有の観点から会社の公用語が英語となりました。我々IP部門の名称も英語表記となり、法務部門と互いに業務協力しながら、プレゼンテーション資料や報告書などの文書の閲覧・作成、Email、電話会議など、英語での対応が日常となりました。

3. わが社の知的財産活動

わが社のトップマネジメントは会社の設立当初から知的財産の重要性を認識しており、ビジネスとうまく連携させながらIP活動を展開しています。特許出願・権利化業務では、会社設立当初から米国、中国を含む海外での権利取得を目指しておりました。競合他社の製品にも注意を払っており、気にかかる商品を現地で購入して自社権利との比較を行い、特許権・意匠権の侵害に対しては、費用対効果も勘案しながら、国内外の法律事務所の弁護士と協議して弁護士

名で警告状を送付して販売を取り止めてもらったこともありますし、中国では中国企業に対して特許侵害訴訟を提起したこともあります。また、ウェブサイトにてわが社の商標が無許可で不当に使用されている場合は、該当国のプロバイダーに対してテイクダウンの請求を行うことでブランド価値が毀損しないように対応しています。中国で提起された特許侵害訴訟では、相手方特許は侵害していないとの強い確信はあるものの、裁判費用と和解費用というビジネス判断も考慮して対応してきました。特許無効審判で特許無効の審決を得ており裁判所の判決待ちです。提起された特許侵害訴訟を通じて戦法、クレーム解釈など、中国特許訴訟での経験値を積むことができました。以下にわが社の特徴的な取り組みの幾つかについて紹介します。

(1) 知的財産の評価

ここでは発明に限定しますが、発明を評価していかにその発明に深み・拡がりをもたせて明細書に記載しておくかに留意しています。世の中の動きが速く、技術開発の方向性が当初の想定と違うことも多々あり、出願後でのクレーム補正、分割出願で対応できるようにしています。重要な発明では、米国出願で継続出願を行うことで取得権利がビジネス・技術の方向性に合致するように修正します。米国特許を購入することでIPポートフォリオの強化も行っています。登録クレームの評価に加え、庁係属案件における明細書の記載内容から価値ある継続出願クレームが作成できるか否かをも評価して購入判断の指標にしています。

(2) 出願業務（出願から権利化まで）

わが社では、業務のグローバル化に伴い米国、ドイツ、ブルガリア、中国、韓国、台湾にも技

術開発拠点がありますが、各国特有の特許制度を反映させた共通の発明報告書を使っています。発明の取り扱い及び報奨制度などを記述したIPポリシーは、どの国の社員であっても理解できるように英語で記載されています。国内外の社員が協同して技術開発を行うことも多く、外国人からの発明報告書は英語で受け取って対応しています。米国を中心に中国など平均4～5カ国に出願しており、外国出願比率は以前から高いです。現地の特許事務所とは直接にコミュニケーションすることで、用語やクレームの言い回しにも留意して、価値の高い権利の取得に努めています。現時点では実施予定のない近い将来の技術・商品コンセプトに関する発明も奨励しており、そのような発明ではPCT出願で対応することも増えてきています。数多くの出願をしても、他社商品までもカバーできる発明は限られます。そこで、主には米国出願案件での対応となりますが、将来にわたって有望であると思われる発明ではできる限り長期に特許庁に係属させることでクレーム補正や新たなクレームを作成する機会を確保して、技術のトレンドや他社商品と関連づける権利化作業を行うこともあります。

4. 今後の計画、希望など

世の中の動きが速く一社で全ての業務プロセスを完結させることは困難となってきています。今後は得意技術を有する企業との協業が増えるものと思われ、協業企業との間での知的財産の帰属などを含む知的財産の取り扱いについて実務面から整理・対応したいと考えています。

(原稿受領日 2020年10月6日)